

平成 28 年（ワ）第 159 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 谷口 稜暉 外 117 名

被 告 国

平成 29 年（ワ）第 135 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 合澤憲一郎 外 92 名

被 告 国

## 準備書面（25）

（主張整理及び証拠調べの必要性について）

2019年10月1日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福嶋 博 孝



弁護士 吉田 良尚



弁護士 森永 正之



弁護士 青野 悠



### 1 はじめに

札幌地方裁判所（裁判長裁判官岡山忠広、裁判官根本宜之、裁判官 牧野一成）は、2019年4月22日、本件と同じ安保法制違憲訴訟について、原告らの請求を棄却した（以下「札幌地裁判決」という。）。

しかしながら、この札幌地裁判決は、原告らの請求内容を全く理解しようとしない空疎な形式的判決である。このような形式的な判決となったのは、札幌地裁が主張整理を行わず、しかも原告らが証人7名の証人尋問や原告ら17名の当事者尋問を請求していたにもかかわらず、その採否の理由について判断を示さず、結論を決めた上で、2019年1月18日、突然結審したからである。

長崎地方裁判所におかれでは、札幌地裁判所と同じ愚を犯すことないよう、十分な主張整理を行った上で証人尋問及び当事者尋問を実施すべきである。

本準備書面では、札幌地裁判決の不当性を述べて（「2」）、証人尋問及び当事者尋問の必要性（「3」）及び遡っての主張整理の必要性（「4」）について述べる。

## 2 札幌地裁の判決とその不当性

札幌地裁は、①平和的生存権については、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえない、②人格権については、平和安全法制関連2法の成立等により原告らに精神的苦痛が生じているとしても、かかる苦痛が社会通念上受忍すべき限度にとどまるものである以上、原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということはできない、漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということはできない、③違憲立法審査権の行使については、具体的な事件の結論を導くのに必要な限度を超えて憲法判断を行う必要はなく、また、相当でないところ、本件については検討を加える必要がない、④証拠調べについても必要性がないとして、原告らの請求を棄却している。

しかしながら、札幌地裁の判決は、原告の請求内容を理解しようとしない形

式的な判決である。

(1) ①平和的生存権について

札幌地裁は、「平和的生存権」の具体的な内容について一義的に確定することは困難であることを理由として、憲法9条は国の統治機構ないし統治活動について基本的政策を明らかにしたものに過ぎないとし、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえないとしている。

しかし、憲法の条文は多かれ少なかれ抽象的である。例えば「平等」（憲法14条）は、多義的であるが、機会の平等と意味づけられて解釈適用されている。したがって、条文から具体的な内容を一義的に確定することができないことは理由とならない。また、統治機構の目的は人権保障であるから、裁判所は、むしろ平和的生存権について人権保障に資するように解釈するのが裁判所の役割である。

結局のところ、札幌地裁は、裁判所に与えられた憲法解釈の職責、違憲立法審査権を放棄したと言わざるをえない。

(2) ②人格権について

札幌地裁は、人格権については、法律上保護される利益自体はあることを前提にしているものの、「自らの信条や信念と反する立法等が行われることによって生ずる精神的苦痛は、多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避免的に生じるものであるから、信条や信念を尊重すべきか否かにかかわらず、かかる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものといわざるを得ない。そうすると、平和安全法制関連2法の成立等により原告らに精神的苦痛が生じているとしても、かかる苦痛が社会通念上受忍すべき限度にとどまるものである以上、これによって原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということはできない。」としている。

ア 原告らの恐怖や不安は抽象的なものではないこと

札幌地裁は、平和安全法制関連2法の成立やこれに至るまでの閣議決

定等のみで、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたものとはいひ難いとし、原告の恐怖や不安感は、漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、原告らの人格權ないし法律上保護される利益が侵害されたということはできないとしている。

しかし、札幌地裁は、後述するように新安保法制成立後の自衛隊や日本を巡る情勢が戦争に向けて変化していっているという事実を理解していないものである。状況の変化は刻々と現場で起きているのであって、机の上で出てきた文書だけ読めば分かるものではない。この変化を踏まれば、原告の恐怖や不安感は、漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものではない。原告らが受けている精神的損害は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものであって、原告らが甘受すべきものではないのである。

#### イ 具体的侵害が起きたときには手遅れであること

加えて、札幌地裁の理屈によれば、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたときには、人格權ないし法律上の利益が侵害されたことになる。

しかしながら、このような事態が現実化したときには、遅きに失しており、もはや国家賠償請求であるとか差し止め請求等ができる段階ではない。それゆえ具体的侵害が起きる前に、新安保法制が違憲であることを確認し、改廃する必要があるのである。

#### (3) ③違憲立法審査権の行使について

札幌地裁は、違憲立法審査権の行使については、具体的な事件の結論を導くのに必要な限度を超えて憲法判断を行う必要はなく、また、相当地ないところ、本件については検討を加える必要がない、としている。

しかしながら、本件では、国の立法行為の違憲性が問題となっているのであるから、裁判所は正面から違憲立法審査権の行使をすべきであった。

#### (4) ④証拠調べの必要性

札幌地裁は、原告らが請求した合計 7 名の証人尋問及び原告 17 名の原告本人尋問について、証拠調べの必要性がないとして証人尋問等を行わなかつた。

##### ア 札幌地裁の判断

札幌地裁では、原告らから①平和安全法制関連 2 法の違憲性を立証するため、濱田邦夫元最高裁判所判事、青井未帆学習院大学教授及び小林武沖縄大学教授の証人尋問、②自衛隊の実情や、平和安全法制関連 2 法の成立による日本を巡る情勢の変化を立証するために、半田滋（東京新聞編集委員）、前田哲男（フリージャーナリスト）及び西谷文和（フリージャーナリスト）、③国会における平和安全法制関連 2 法の審議の過程等について立証するために、福島瑞穂参議院議員の、合計 7 名の証人尋問、④平和的生存権及び人格権の侵害を立証するために、原告ら 17 名の当事者尋問がそれぞれ申請されていた。

この点、札幌地裁は、①については「裁判所の専権事項である法律の解釈及び適用について意見を述べるものにすぎず、争いのある事実の立証を行うためのものではないから、いずれも証拠調べの必要性がない」、②及び③については、「平和安全法制関連 2 法の違憲性や国会及び内閣の行為の違法性について判断するまでもなく、原告らの請求に理由がないことは既に説示したとおりであるから、いずれも証拠調べの必要性がない。」、「平和安全法制関連 2 法の成立後に我が国が具体的な攻撃対象とされておらず、また、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない等の事実からすると、平和安全法制関連 2 法の成立をもって原告らの人格権ないし法律上保護される人格的利益が侵害されたと認めら

れることは既に説示したとおりであるから、証拠調べの必要性がない」

④各原告については、「いずれも平和的生存権及び人格権の具体的な侵害を基礎づける事実について上記各原告が主張ないし陳述するところについて、被告はこれを争わないであるから、平和的生存権及び人格権の侵害の有無については原告らの主張ないし陳述するところを前提として判断すれば足り、別途の当事者尋問を行う必要性はない」等述べ、判決中で証拠調べを行わなかった理由を述べている。

#### イ 証人尋問・当事者尋問の必要性－法廷で目で見て聞いて分かる裁判

しかしながら、証人、当事者の主張の内容を理解するのに、陳述書だけを読むだけであるのと、陳述書等を読んだ上で、直接、耳から聞くのでは理解度の深さには差が出る。すなわち、主張内容を耳からも聞くほうが理解が深まる。そのため、裁判員裁判でも、法廷で目で見て聞いて分かるという直接主義・口頭主義の重要性が再確認されている。

また、その判断対象が法的判断であっても事実についてであっても、裁判所としても疑問に思っていることについては尋問できるのであり、裁判所の法的判断、事実認定に資するものである。

加えて、裁判所の有する法的判断といった専門的な知見にしても限られており、専門家証人の証人調べが否定される根拠はない。

札幌地裁の判決は、この点を理解しない全くもって不当なものである。

#### ウ 新安保法制成立後、自衛隊や日本を巡る情勢を無視している

また、札幌地裁は、②について、請求棄却という結論を決めた上で、憲法判断を回避し、原告の請求が認められないことを前提に証拠調べを行っていない。

しかしながら、②については新安保法制成立後、自衛隊や日本を巡る情勢は、戦争に向けて変化していっているのであって、札幌地裁の判断は、原告らの請求の内容を正解しないものであって、きわめて不当である。

この点、札幌地裁で証人として申請されていた半田氏は、前橋地裁において、新安保法制成立後、【1】2016年11月の閣議決定により南スークダーンの陸上自衛隊の部隊に駆けつけ警固が命じられたところ、実際に戦闘にはならなかつたが、それは隊長の冷静な判断によるものであつて、隊長次第では戦闘になつていた可能性があつたこと、【2】米軍の武器防護等については、2017年5月に護衛艦いづもが米軍の補給艦に同行していつたこと、米軍の武器防護を契機として米軍の相手国との戦争に自衛隊が巻き込まれる可能性があること、【3】新防衛大綱等によって、従来憲法上保有できないとされてきた攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道型ミサイル等の保有が事実上可能となつたこと等を語つたが（甲B78）、札幌地裁でも同様のことが語られるはずであった。

この点、札幌地裁判決は、平和安全法制関連2法の成立後に我が国が具体的な攻撃対象とされておらず、また、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない等として請求棄却しているが、戦争に向けた上記変化を検討しようとするとしておらず、全くもって不当である。

#### （4）小括

札幌地裁において、証人尋問・当事者等を実施していれば、このような空疎な形式的判決とはならなかつたはずである。

そして、もとをただせば、主張整理を行っていないからこのような事態を招いたのである。

### 3 本件における証拠調べの必要性

本件における証拠調べの必要性については、この準備書面と併せて提出する安保法制違憲国賠長崎訴訟の原告立証計画記載のとおりであるので、詳細は、原告立証計画を参照していただきたい。

#### （1）朝長万左男氏

朝長万左男氏は自らが原爆被爆者であると同時に、著名な原爆症の医学研究者であって、しかも核廃絶運動の先頭に立って活動している方である。

新安保法制によって、日本が米国等の戦争に巻き込まれ、果てには原子力爆弾が使用されることによって苦しむ人たちが生まれる可能性のあること、過去にその辛苦の深い苦しみを味あわされてきた長崎・広島の被爆者たちの新安保法制に対する憤り、悲しみ等の被害を知るうえでは同氏の法廷での証言が必要不可欠である。

#### (2) 宮崎礼壹氏

宮崎礼壹氏は、1970年に検事に任官し、その後1987年から2014年まで内閣法制局に勤務し、2010年から2014年までは内閣法制局長官を務めた。日本において裁判所の違憲判断が少ないので、内閣法制局が事前に法令のチェックを行うからであると言われているところ、同氏は、内閣法制局勤務のほぼ全期間にわたって憲法9条に関する問題に対応しており、集団的自衛権の行使に関する政府答弁の作成責任者でもあった人物である。

宮崎礼壹氏については、陳述書（甲B72）のみならず前橋地裁での証人調書（甲B75）を提出してあるが、法廷で目で見て聞いた方が理解が深まるし、裁判所としても疑問に思っていることについて尋問でき、裁判所の法的判断に資するのであり、同氏の法廷での証言が必要不可欠である。

#### (3) 前田哲男氏

前田哲男氏は、長崎出身（元N B C長崎放送記者）のフリーランスのジャーナリストであり、大学で教鞭をとることもある方である。

新安保法制により自衛隊の任務・武器使用権限等が変更され、新しい防衛計画・防衛大綱・防衛予算によって、わが国の専守防衛は放棄され、自衛隊が海外派兵型の組織になっているといった自衛隊の変容等の理解のためには、同氏の法廷での証言が必要不可欠である。

#### (4) 飯島滋明氏

飯島滋明氏は、名古屋学院大学で教鞭をとる憲法学者（憲法学と平和学を専攻）である。

日本国憲法の平和主義の意義につき歴史的事実を踏まえた上で、新安保法制法の法的構造を分析して憲法適合性を検討するためには、学者としての研究実績がある同氏の法廷での証言が必要不可欠である。

#### (5) 当事者尋問

本件訴訟では、被爆者のみならず、被爆二世、被爆体験者、そのほかの戦争体験者、一般の市民などによって原告らが構成されている。

各原告の新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容はさまざまであるが、新安保法制によってもたらされた戦争等の危険の拡大という客観的な事実によって、各人がそれぞれの体験や社会的立場等に応じて現に受けている具体的な現実の被害である。この被害については、陳述書等だけではなく、法廷で当事者尋問という形で耳から聞くことによって、熱をもって伝わるとともに裁判所の原告らの主張に対する理解は深まるのであって、各原告の法廷での尋問は必要不可欠である。

### 4 本件における主張整理について

充実した証拠調べのためには、十分な主張整理が必要である。

原告らは、原告らの立証計画案を提出するにあたり、原告らが本件の争点であると考えるところを下記のとおり整理しておくこととする。なお、この争点整理表は、本件と同様に安保法制違憲国賠訴訟が係属している前橋地方裁判所平成29年(ワ)第157号事件において、裁判所から示された「争点」と題する書面とほぼ同様であるので、念のため申し添える。

これらの争点を立証するために、原告らは立証計画案のとおり立証を計画するものである。

## 記

1 国務大臣らによる平成26年7月1日付「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障体制の整備について」と題する閣議決定（以下、「26.7.1閣議決定」という。）及び平成27年5月14日付新安保法制法案の閣議決定（以下、「27.5.14閣議決定」という。）並びに国会による新安保法制法案の立法行為が、国賠法上違法か。

### （1）新安保法制の違憲性

#### ア 集団的自衛権行使の違憲性

（ア）集団的自衛権の行使が国際紛争を解決するための手段としての武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

（イ）集団的自衛権の行使が交戦権の行使に当たり憲法9条2項に違反するか。

#### イ 後方支援活動の違憲性

後方支援活動が他国の軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

#### ウ 国連平和維持活動協力法の駆け付け警護等の違憲性

（ア）任務遂行のための武器の使用が、国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うものであり、武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

（イ）任務遂行のための武器の使用が、他の武力の行使に一体化して交戦権を行使するものであり、憲法9条2項に違反するか。

#### エ 南スーダンへの自衛隊派遣の違憲性

武器使用が想定される南スーダンへ自衛隊を派遣したことが、国際紛争を解決するための手段としての武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

オ 米軍等の武器等防護の違憲性

自衛隊法 95 条の 2 に定める米軍等の武器等防護は、国際紛争を解決するための手段としての武力の行使に当たり憲法 9 条 1 項に違反するか。

(2) 国賠法上の違法性の判断枠組み

ア 国務大臣らは、職務上通常尽くすべき注意義務に反し、憲法 9 条 1 項及び 2 項の一義的な文言に反し、政府解釈を変更し、法案を閣議決定したか。

イ 国会議員は、職務上の注意義務に反して、憲法 9 条 1 項及び 2 項の一義的な文言に反することが明らかな新安保法制法を、強行採決により立法したか。

2 26.7.1 閣議決定及び 27.5.14 閣議決定並びに国会による新安保法制法案の立法行為により原告らの権利または法律上の利益が侵害されたか。

(1) 平和的生存権（憲法 9 条、13 条）の権利性及び侵害の有無

(2) 南スーダンに派遣されている各自衛隊員の幸福追求権、意に反する苦役を強いられない権利、良心の自由及び平和的生存権侵害の有無並びに当該権利侵害を援用することの可否

(3) 人格権（13 条）侵害の有無

(4) 国民投票権（憲法 96 条 1 項）侵害の有無

(5) 憲法秩序が保障された国で平和的に生きる権利（憲法 13 条）侵害の有

無

3 慰謝料額

以 上